

農作業が効率的に行えるように農地を整備したい

農地等の生産基盤と生活環境基盤の一体的な整備や、地域農業の中心となる効率的・安定的な経営体（担い手）の育成を図るため、次のような事業を実施しています。

農地整備事業（経営体育成型）

【ハード事業】	農地整備事業（経営体育成型） [補助率：国 50(55)%、県 27.5%]（ ）は中山間等
1 事業内容	区画整理とこれに附帯する用排水施設等の整備ほか
2 採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ①受益面積が 20ha 以上であること。中山間地域においては 10ha 以上であること。 ②当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が、事業開始時に比べ増加することが確実と見込まれること。 ③当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化要件を満たす農用地面積の割合が増加することが確実と見込まれること。

農地中間管理機構関連農地整備事業

【ハード事業】	農地中間管理機構関連農地整備事業 [補助率：国 62.5%、県 27.5%]
1 事業内容	区画整理とこれに附帯する用排水施設等の整備ほか
2 要件	<ul style="list-style-type: none"> ①事業対象農地のすべてについて、農地中間管理権が設定されていること。 ②中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から 15 年以上あること。 ③各団地の合計面積（事業実施範囲）が一定規模以上あり、かつ、各団地が一定の要件に適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒一定規模：平場 10ha 以上、中山間地域 5ha 以上 ⇒一定要件：平場 1ha 以上、中山間地域 0.5ha 以上の連担化 ④担い手への農用地の集団化が相当程度図られること <ul style="list-style-type: none"> ⇒8 割以上を事業完了後 5 年以内に担い手に集団化 ⇒集積率及び集約化率がいずれも概ね 50 ポイント以上向上 ⑤本事業の実施により事業実施地域の収益性が相当程度向上すること。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒事業完了後 5 年以内（果樹は 10 年以内）に事業施行区域における収益性が 20%以上

農業経営高度化支援事業

【ソフト事業】	農業経営高度化支援事業
1 事業内容	[補助率：国 50(55)％、県 25(22.5)％] ()は中山間等
高度土地利用調整事業	土地改良区等が行う土地利用調整活動、関係農家の意向調査活動等に対する支援
中心経営体農地集積促進事業	中心経営体集積率に応じてハード事業費の 5.5～8.5％の促進費を交付
中心経営体農地集積促進事業 (集約化加算)	中心経営体集積率集約化加算に応じてハード事業費の 1.0～4.0％の促進費を交付
耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水、不陸等への対応、暗渠の維持管理等、農地の条件整備に対する支援
2 採択要件	①対象事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が、事業開始時に比べ増加することが確実と見込まれること。 ②対象事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化要件を満たす農用地面積の割合が増加することが確実と見込まれること。

経営体育成促進事業

1 事業内容	対象事業の年度事業費の 5 / 6 以内に相当する額の無利子資金の貸付
2 採択要件	農村振興課ホームページ (http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/) をご覧いただくか、下記にお問い合わせ下さい。

農地耕作条件改善事業

「2(3)水田を活用し高収益作物を導入したい」を参照。

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農村振興課地域計画班 e-mail : nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp
 - 農村整備課ほ場整備班 e-mail : nosonseih@pref.miyagi.lg.jp
 - 農山漁村なりわい課中山間振興班 e-mail : nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp
- 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階 電話：022-211-2862
- ・各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部